

16世紀日朝交流史研究の学説史的検討

荒木和憲*

はじめに

1. 倭変と約条
2. 三浦の乱後の偽使と対馬宗氏
 - ①偽使の発見(1950～1980年代前半)
 - ②偽使研究の進展(1980年代後半～2000年代)
 - ③偽使の概念
3. 日朝貿易と東シナ海域の変容
4. 史料と史料研究
 - ①朝鮮史料
 - ②日本史料
 - ③外交文書

おわりに

はじめに

筆者にあたえられた課題は、「16世紀日朝交流史研究の学説史的検討」である。まず、「16世紀日朝交流史」をどのような時間幅で理解するかについてであるが、日朝交流の根幹をゆるがした事件である「三浦の乱」(1510年)と「文禄・慶長の役」(1592～98年)を、その始期および終期とすることに特段の異論はなかろう。したがって、本稿では三浦の乱(1510年)から文禄の役(1592年)までの日朝交流史を対象とした研究について学説史的検討をおこなう。ただし、文禄の役直前の偽日本国王使による日朝交渉にかかわる研究については、本稿では基本的にとりあげないこととする。

それでは、従来の16世紀日朝交流史研究について、

- (1)「倭変と約条」
- (2)「三浦の乱後の偽使と対馬宗氏」
- (3)「日朝貿易と東シナ海域の変容」

* 文化庁文化財部美術学芸課文部科学技官 * 研究協力時は日本学術振興会特別研究員

(4)「史料と史料研究」

の4項目にわけて整理・検討し、若干の私見をまじえつつ、今後の課題についても提示したい。

1. 倭変と約条

三浦の乱(1510年)および壬申約条(1512年)について包括的に検討したのは〔中村1952・1969b〕である。三浦の乱後の講和交渉の経過を明らかにしたうえで、壬申約条の条文を復元し、これを16世紀の交隣体制の基本約条と位置づけた。また、壬申約条は「対馬の文引制をもとのままにみとめて、通交檢察の基礎として」おり、「対馬島主はこれを拠点として特殊権益の復活をはかり、依然として交隣体制のうえに、その地位を存続し、回復強化していくことができた」としたうえで、「日本国王使あるいは大内殿・小二殿など、処遇の有利な送使を利用して、船団の準備や貿易品の調達などをおこない、新情勢に適応した通交体制を形成していった」という見通しを提示した。16世紀における通交関係の変容の要因のひとつとして壬申約条が位置づけられたわけである。

三浦の乱・壬申約条に関説したのものとしては、まず三浦の乱の発生要因を15世紀後半から16世紀初期にかけての朝鮮王朝の鋳物(金・銅)輸入制限にもとめた〔長1997〕〔荒木2003〕、その発生当時にソウル東平館に滞在していた日本人通交者の動向に注目した〔村井1995b〕がある。また、壬申約条によって港湾都市三浦が消滅したのちの浦所については、留館倭人と朝鮮人との交流と軋轢を指摘した〔村井1990・1993b・1999〕〔長1993〕〔崔2003〕、釜山浦の再開港の年代を1521年とする定説を否定して1517年説を提示した〔長2006〕がある。

蛇梁の変(1544年)発生後の「絶倭論」の台頭、および丁未約条(1547年)の締結にいたるまでの経過を明らかにしたのは〔中村1969b〕である。丁未約条にともなう齋浦の閉港については、〔崔2003〕が倭人の根拠地となっていた加徳島と関連させて論じている。壬申・丁未約条においては多くの深处倭名義通交権が停止されているが、その具体的な名義については、「壬申約条成立の当初にたちかえり、深处倭図書の接待を拒否されたものを復元的に考定することは、史料的にとうてい不可能である」〔中村1969b〕とされてきた。ところが、史料の綿密な分析をとおしてこれを解明したのが〔長2007〕であり、対馬宗氏の通交権復活工作をより具体的に理解できるようになった。丁未約条の成立後、対馬宗氏は海賊(後期倭寇)情報を積極的に提供して朝鮮側の歓心を買いつつ、通交権復活交渉をすすめることになるが、これについては海賊情報の提供を検討した〔森1951〕〔高橋1989〕、丁未約条(1547年)から達梁倭変(1555年)・丁巳約条(1557年)にいたるまでの経過を明らかにした〔中村1969b〕、偽日本国王使による通交権復活交渉を検討した〔田代・米谷1995〕〔米谷1997a〕がある。

さて、16世紀の基本的な約条は壬申・丁未・丁巳の三約条とされるわけであるが、壬申・丁未約条と丁巳約条は性質を異にする。壬申・丁未約条は「倭変」(三浦の乱・蛇梁倭変)後の対日断交および講和の過程で導入された通交制限強化策であるが、丁巳約条は対馬宗氏がもたらす海賊情報の信憑性が達梁倭変(後期倭寇による襲撃事件)の発生によって証明されたことをうけて導入された通交制限緩和策である。しかも丁巳約条は条文が不明であり、わずかに歳遣船5隻が復活したことを知りうるにすぎ

ない〔佐伯2004〕。はたして丁巳年(1557年)の協定を壬申・丁未約条と並列的に「約条」とみなしてよいのであろうか(〔中村1969b〕は「その成立年代により、これを丁巳約条と通称している」とする)。たとえば、1523年にも壬申約条の歳遣船規定が25隻から30隻に改定されているが、このときの協定は「約条」とはよばれておらず、壬申約条の部分改定とみなされている。したがって、丁巳年の協定が丁未約条の部分改定の域を脱するものではない可能性があるものであり、ひとまずは16世紀の基本約条を壬申・丁未約条とみなすべきである。対馬－朝鮮間の協定は枚挙に暇がないが、このなかのどれを「約条」とよぶのかという根本的な問題(史料用語と研究概念)を考慮しなくてはならない。また、壬申・丁未約条といえば、とかく通交権の縮小に注目があつまりがちであるが、朝鮮半島南岸海域の日本人の生産・流通活動および朝鮮人との交流をどこまで規制できたのかも重要な問題であり、さらなる検討が必要である。

2. 三浦の乱後の偽使と対馬宗氏

①偽使の発見(1950～1980年代前半)

戦後まもなく中世日朝貿易について概説した〔黒田1948〕は、15世紀前半の対馬島主文引制度の確立を偽使発生契機とみなし、「告身や図書は漸次対馬に集約され、受職・受図書人の持つ貿易上の特権は、告身や図書の所在によって転々対馬島人の手に移り、然らざる者も縁故を求めて宗氏と従属関係を結び、これら事実上に図書を使用し、告身の恩恵を被る者は皆な宗氏の一族か、その家臣、然らざれば対馬居住の商人となり、貿易の利益は挙げて対馬一島に壟断されるに至った」と指摘した。これは16世紀後半の対馬の記録である「朝鮮送使国次之書契覚」(以下「書契覚」)を念頭においた指摘とみられる。論証が不十分ではあるが、現在の研究動向を鑑みれば、15世紀前半から16世紀後半にかけての対馬宗氏の偽使派遣体制の存在を看破した卓見といえる。つづいて〔田中1954〕は「書契覚」の記載内容を本格的に分析し、宗義調が「貿易権の対馬集中」の中心人物であり、対馬に集中された貿易権が知行対象となって宗氏一家臣間を循環していたこと(「貿易権の移動」)を指摘した。しかし、「貿易権の対馬集中」の要因を三浦の乱後の朝鮮王朝の通交制限強化や東シナ海域の変容にもとめており、〔黒田1948〕との見解に重大な相違がある。すなわち、「貿易権の対馬集中」の始期を15世紀前半とみるか〔黒田1948〕、16世紀初期とみるか〔田中1954〕という問題である。結果論からいえば、この見解の相違がながらく認識されることがなかったため、その後の研究においては、通交使節の真偽判定は個別的にならざるをえず、全体的な視点からなされることはなかったといえよう。この問題が強く意識されるようになったのは、ごく最近のことにすぎないのである(後述)。

それでは、偽使を検出した研究について整理しておこう。

日本国王使・巨酋使 16世紀後半の「右武衛殿使」を将軍足利義昭の名義を利用した織田信長の使送とみなし、信長の積極的な対外志向の延長線上に豊臣秀吉の大陸侵攻を位置づけた既往説を

批判し、「右武衛殿使」とは渋川氏名義の使送であることを指摘したのが〔中村1959〕である。そのうえで、「対馬で通交権の取得のため、架空の人物を想定し、「右武衛殿」に仮託して使いを送ったものであるかのごとき疑いをいだしめる」として、偽巨曾使の存在を示唆する一方で、「日本国王の添書があることを思えば、当時、日本国王として朝鮮に通交していた足利義昭からの紹介状をも持参したものと察しられる」としており、この時期の日本国王使を真使とみなしているように読みとれる。しかし、〔中村1969b〕においては、対馬の史料である「宗左衛門大夫覚書」の検討にもとづき、1511年の日本国王使を「対馬で準備して往来していたもの」とみなし、その後の国王使についても同様の理解をしめしている。

諸曾使 15・16世紀の筑前宗像氏の朝鮮通交を論じた〔小島1965〕は、16世紀の「宗像氏助」名義の通交について、「書契覚」の分析をもとに「(全11回の通交は一筆者注)すべて「氏助」の印を用いて、その名義による通交貿易船が、宗氏の手によって発遣されている」としながらも、これを「対馬宗氏に依存する度合の強い新しい方式の、朝鮮との通交貿易展開」とみなし、「この通交貿易の本主が、大宮司氏貞その人であると推断して憚らない」とする。ここでは実在の「氏貞」と通交名義の「氏助」との相違は問題とされていない。

その一方で、肥前の「田平源兼」名義の通交を検討した〔長1977〕は、「書契覚」などの分析にもとづき、「源兼」とは架空の人物で、対馬で田平氏の過去の朝鮮通交の実績に目をつけて、架空に作り出した名義であることを指摘した。通交名義と実在の人名との齟齬をもって偽使と判断した最初の研究として注目される。

ここまで個別にみてきたように、1940年代から1970年代までの研究において、「貿易権の対馬集中」論という偽使研究の萌芽がみられるが、その根拠とされた「書契覚」所載の通交名義の理解をめぐっては、対馬単独の偽使通交とみる見解、および本来の通交名義人との協同にもとづく通交とみなす見解が併存している。また、「偽使」という用語・概念をはじめて使用したのは〔田村1972〕とみられるが、その分析対象は14世紀末～15世紀前半の偽使であるから、1970年代までの研究史においては、15世紀前半～16世紀後半の偽使が「偽使」とよばれることはなかったことも指摘しておく。

②偽使研究の進展（1980年代後半～2000年代）

1980年代に「環シナ海地域」論〔村井1985〕にもとづく研究が活発におこなわれ、「貿易権の対馬集中」以前(15世紀～16世紀初頭)の多様な通交が注目されるようになった。そのなかで偽使の存在がクローズアップされるようになった。偽使を検出した研究を整理しよう。

日本国王使 〔村井1993a〕は三浦の乱後の日本国王使を分析し、これを宗氏による偽使と判断した。それまでは三浦の乱後の日本国王使の真偽をめぐって見解に揺れがあったが〔中村1959・1969b〕、ここにいたって明確に偽使とみなされるようになったのである。なお、〔村井1987〕は15世紀後半の琉球国王使と夷千島王使を「偽使」とみなし、これを「倭人海商」が貿易利潤を獲得しようとした偽装工作とみなしており、〔村井1993a〕の前提をなす論考である。

また、〔田代・米谷1995〕において宗家旧蔵の偽造「徳有隣」印が紹介されたことで、偽国王使の存

在はますます確実となった。そして、偽国王使の発生要因を「明応の政変」(1492年)による將軍権力の分裂にもとめたのが〔橋本1998〕であり、偽国王使の派遣に必須の「牙符」(象牙製の通交資格証明札)が西国大名(大内氏・大友氏・毛利氏)のもとに留保されており、宗氏は彼らから牙符を借用して偽国王使を派遣していたことが明らかとなった。さらに、対馬宗氏が深处倭名義通交権の復活交渉のために偽国王使を利用していたことを指摘した〔米谷1997a〕、偽国王使の正使をつとめるとともに国書偽造にも関与した禅僧について論じた〔伊藤1999a・1999b・2002b〕、豊臣政権下の偽造国書の原本調査をおこなった〔伊藤2002c〕もある。

巨曾使 三浦の乱後の巨曾使レベルの偽使を網羅的に検討した研究はないが、15世紀段階の巨曾使のほぼすべてが偽使であるとの〔橋本1997〕の指摘を援用すれば、そのすべてが偽使であったと判断される。なお、〔米谷1997a・1998a〕は、渋川氏名義の偽使として朝鮮に渡航した僧天荊の使行録の分析をもとに偽使の活動実態を明らかにしている。

諸曾使 三浦の乱後の諸曾使レベルすなわち深处倭の通交使節の真偽をめぐるのは、〔長1982〕が「書契覚」にみえる壱岐の「牧山正」名義の通交権益の運用について検討し、宗氏・塩津留氏と牧山氏とのあいだに賃貸契約が存在したことを明らかにした。これによって、通交名義人がまったく関与しない第三者(宗氏)による偽使通交のほか、通交名義人(牧山氏)と代理人(宗氏・塩津留氏)との契約にもとづく偽使通交が存在することがわかった。後者のケースをどこまで普遍化できるのかは史料的制約により判断しがたいが、〔小島1965〕のような解釈も成立する余地が残った。

その後、〔佐伯1994〕は宗像氏名義の通交使節を偽使とみなし、〔増田1990〕〔関1991〕は島津氏・宇久氏名義の通交使節を真使とみなした。このように真偽判定には依然として揺れがみられたが、〔田代・米谷1995〕において宗家旧蔵の図書・木印が紹介され、宗氏が深处倭通交権を利用していたことをしめす重大な物的証拠となった。また、〔米谷1997a〕は宗氏が偽国王使を利用して深处倭名義通交権を入手していたことを明らかにした。さらに、15世紀を対象とした研究において、巨曾使および世祖代の瑞祥祝賀使・宗貞国請使(計82使)のほぼすべてが偽使と判断されるなど〔橋本1997〕〔長2002b〕、通交使節の真偽判定が厳密化されるなか、1450年代以降の深处倭名義の通交使節の多くが偽使であったことも明らかとなってきた〔長2002b・c〕〔佐伯ほか2006〕。かつて〔黒田1971〕は「書契覚」所載の通交名義が『海東諸国紀』(1471年)所載の通交名義を継承したものであることを指摘していたが、先行名義・後継名義ともに対馬において利用されていたことになる¹。

このように「貿易権の対馬集中」の始期が1450年代までさかのぼることが確実となり、そうした状況が倭変と約条(三浦の乱・蛇梁倭変と壬申・丁未約条)による影響をうけつつも、16世紀末期まで持続したと理解されるようになってきた。たとえば、〔松尾2004〕が宇久氏名義の通交使節が真使から偽使に転化したと指摘するように、それまで真使とみられてきた通交使節も偽使と判定されるようになってきている。また、偽使研究の深まりのなかで、たんなる通交使節の個別的な真偽判定だけでは不十分となってきている。偽使研究をふまえた中世日朝交流史像の再構築、あるいは偽使研究の東アジア通交

¹ 黒田省三氏は1940年代の段階ですでに、文引制度の導入が宗氏による偽使派遣の契機であることを指摘している〔黒田1948〕。黒田氏は明確な言及こそしていないが、『海東諸国紀』所載の通交名義と「書契覚」所載の通交名義がともに宗氏によって利用されていたことを想定していたのではないだろうか。

圏レベルへの展開がもためられており〔伊藤2005〕〔橋本2005〕、前者については、15～16世紀の「貿易権の対馬集中」の発生と展開を宗氏領国のありかたと関連づけて説明した〔荒木2007〕がある。

③偽使の概念

ここで「偽使」という用語・概念について確認しておきたい。はじめて「偽使」という用語を使用したとみられる〔田村1972〕は、その概念を「貿易の利益のため、個人的に通交を許可されている対馬・壱岐などの中小土豪や大豪族の名義をいつわり、通商に従事した商人団である」と規定する。これは14世紀末～15世紀前半の偽使にひきつけた概念規定であり、17世紀初期にいたるまでの対馬宗氏が関与するかたちの偽使までを包括できるものではない。〔橋本2005〕は「ある人間(実在しない架空の人物でも良い)の名義を騙って第三者が外交使節を仕立て上げ、外国に通交して貿易利潤を獲得する現象・存在」として、貿易利潤の獲得という目的を強調する。もちろん偽使のほとんどはこの説明で十分であるが、たとえば16世紀末期～17世紀初期の偽国王使のように、外交交渉に比重をおいた偽使までは包括できない。〔伊藤2005〕は通交使節の類型化をこころみ、「Ⅰ真使、Ⅱ真使便乗型、Ⅲ請負通交型、Ⅳ名義借通交型、Ⅴ名義譲渡通交型、Ⅵ通交名義詐称型、Ⅶ有力者名義詐称型、Ⅷ架空名義詐称型、Ⅸ架空国家詐称型」の9類型を提示し、このうちⅤ～Ⅸ型が偽使に相当するとみる。ただし、Ⅲ・Ⅳ型は真偽を判定しがたいグレーゾーンであり、通交名義人と通交使節との直接的な契約関係の有無を実証するのは史料制約により困難である。

このように「偽使」の概念化には困難をとまなうわけであるが、従来の研究史における偽使の判定基準としては、

(1) 第三者が通交名義人の了解なしに派遣した通交使節

(2) たとえ通交名義人の了解があっても通交制度の理念に反して派遣された通交使節

に大別されよう。(1)は日本側の偽使派遣主体および通交名義人側の視点、(2)は朝鮮王朝側の視点からみた偽使である。(2)の具体例としては、牧山氏名義の通交があげられる。牧山氏名義の通交権をめぐるのは、宗氏・塩津留氏と牧山氏とのあいだに賃貸契約がむすばれているので、(1)の要件は満たさないが、「通交名義人の管下に属さない第三者」²に通交権が貸与されるという事態は、朝鮮王朝が設定した通交制度の理念に反するものであるため、偽使と判定されてきたものと考えられる。(1)(2)ともに「偽使」とであると概念規定してしまえば、それまでのことではあるが、(2)については、「偽使」という用語のニュアンスに適合しない感も否めない。「偽使」の理解をめぐる研究者間で微妙な齟齬が生じるのは、このあたりに起因するのではないか。ともあれ、「偽使」という用語・概念の使用および解釈をめぐるのは慎重を要する。

² 朝鮮王朝が設定した書契制度・受図書制度・歳遣船制度は、不特定多数の日本人たちが個別に殺到して通交してくるのを制限し、彼らを特定少数の通交名義人の通交使節というかたちで来航させようとするものである。たとえば、対馬島主歳遣船(宗氏名義による年間50回の通交)の大部分については宗氏家臣が実質的な通交主体となっているが、これは島主歳遣船制度の導入にあたって朝鮮王朝があらかじめ想定していた事態であるから、これを偽使とみなすわけにはいかない。つまり、通交名義人が管下の人びとに通交権の行使を代行させることは、朝鮮王朝にとっては問題ないことなのである。しかし、「管下に属さない第三者」が通交権の行使を代行することは想定外の事態であると考えられる。

なお、16世紀には居住地を詐称して朝鮮の官職をうけた対馬の受職人が多くみられる〔荒木2007〕。周知のように、授職制度においては受職人本人の朝鮮渡航が義務づけられているので、通交使節の形態をとらない「偽受職人」を「偽使」と表現するわけにはいかない。したがって、これらを包括的に「偽装通交」とでもよび、そのなかの類型として「偽使」と「偽受職人」を位置づけるべきであろう。

3. 日朝貿易と東シナ海域の変容

16世紀の日朝貿易において特徴的な事象は日本銀の輸出であり、灰吹法の伝来、石見銀山の生産拡大、日本銀の海外輸出、朝鮮半島における銀流通などを論じた〔小葉田1932a〕〔村井1996〕〔大西2002〕〔秋田2007〕がある。そのほか金・銅・香料・綿布・鷹の輸出入に關説した〔小葉田1932a・b〕〔関1992〕〔金1997〕〔田中1977〕がある。貿易商人論としては、博多の豪商島井宗室を論じた〔田中1961・1964〕、対馬府中町人(古六十人・新六十人)の系譜関係を明らかにした〔田代1981〕、対馬の貿易商人の大部分が地侍層であることを指摘した〔荒木2005〕がある。また、禅僧の使行録をもとに貿易の具体的な様相を明らかにした〔米谷1998a〕もある。

日朝貿易史研究は15世紀に集中し、16世紀を対象としたものは少ない。これは『朝鮮王朝実録』の日本関係記事が16世紀になると激減するという史的な制約によるものである。したがって、16世紀日朝貿易史研究を進展させるためには、史料の博搜と徹底的な分析、および方法論の構築が必須となる。後者については、15世紀や17世紀との比較検討も考えられるが、16世紀特有の問題として後期倭寇の影響を考慮する必要がある。

16世紀の日朝交流と後期倭寇とのかかわりを論じたものとして、とくに注目されるのが〔高橋1989〕であり、「朝鮮貿易権の対馬への集中は、確かに対馬の利権を増大させ、対馬・慶尚道南岸間の海域の排他性を高めた」が、「孤立を深め、活動がその海域に封じこめられた」ことで、「明人海商によって活性化された海上交通の変動に対しても、対馬は積極的に関与できず、むしろ敵対的にならざるをえなかった」とする。また、〔米谷2003〕は「倭寇勢力の活動によって守勢に立たされた対馬は、朝鮮交易における自己の権益を死守するため、その閉鎖性をますます強めるようになった」、あるいは「博多－対馬－朝鮮ラインは、倭寇的世界から努めて遮断され、孤立化を深めた」と指摘する。このように、「貿易権の対馬集中」は16世紀なかばの東シナ海域の変容とのかかわりにおいて論じられ、対馬は既得権益に固執して閉鎖性・排他性を強めるという否定的な評価がなされている。

しかし、「貿易権の対馬集中」が1450年代からはじまったものであるとすれば、それは16世紀なかばの東シナ海域の変容との直接的な因果関係をもたなくなってしまう。ただし、〔高橋1989〕の「(安芸大願寺僧尊海の朝鮮渡航は一筆者注) 対馬島外から独自の使節派遣をすることがいかに困難であったかを示すとともに、通常の朝鮮貿易が、船の運行を含めて、ほとんど対馬島民によって運営されていたことも示している。物とは異なり、人・船の移動に関して対馬は閉鎖的になったのである」との指摘は重要である。あくまで通交貿易の窓口が対馬に限定され、日朝間における人・物・情報の移動が一定の制約をうけるということであり、対馬の社会が東シナ海域からまったく孤立していたわけではないのであ

る。

こうした対馬－博多ラインの閉鎖性・排他性を考えるうえで、日本中世商人の「ナワバリ」論〔桜井1996〕が参考になろう。「貿易権の対馬集中」は宗氏領国の政治状況と密接に関係するものではあるが〔荒木2007〕、対馬商人および博多商人の排他的営業圏（ナワバリ）とも無関係ではなからう。14世紀後半から15世紀前半にかけて、宗氏に先駆けて貿易商人たちが偽使通交をおこなっていたこと〔田村1972〕からすれば、この段階ですでに商人社会のレベルでは「偽使通交権の集積（貿易権の集中）＝朝鮮貿易業のナワバリ化」が進行していたのではないか。そして1440年代以降、宗氏が深処倭名義通交権の集積をもくろみ、文引統制を梃子として、商人社会に蓄積された偽使通交権を自己の体制内に吸収することで、「貿易権の対馬集中」が発生したとみることはできないだろうか。ともあれ、いくつもの排他的営業圏が併存し、港湾都市博多や対馬府中がこれらを結びつける接点であるとともにフィルターとしても機能し、他の営業圏からの人・物・情報の流入を選択的に受容・排除していたとみることはできよう。あくまで推測の域を脱するものではないが、「貿易権の対馬集中」にともなう対馬－博多ラインの閉鎖性・排他性の評価をめぐっては、日本中世商人の商業慣行までを考慮する必要がある。

また、日朝交流の孤立性・閉鎖性論の背景には、朝鮮王朝の管理貿易（公貿易・私貿易）を閉鎖的とみなし、東シナ海の自由貿易（密貿易）を開放的とみなす図式がひそんでいる。この図式においては、東シナ海域の自由貿易の開放性を強調すればするほど、朝鮮王朝の管理貿易は旧態依然とした閉鎖的なものという否定的な評価がなされることになる。しかし、国家の管理貿易がかなりの頻度で継続的におこなわれていたことの意義を再評価すべきであろう。時代・地域を異にする研究ではあるが、海商と国家との関係を論じた〔山内2003〕〔榎本2007〕によれば、海商にとって国家の管理貿易は安全性・確実性という側面において一定のメリットがあったという。こうした他の時代・地域の貿易のありかたを参考としながら³、16世紀の日朝間の管理貿易を単純に東シナ海域の自由貿易との対立という図式でとらえる従来の評価を再検討し、東アジアの貿易ネットワークの総体のなかに両者を構造的に位置づける必要がある。

4. 史料と史料研究

①朝鮮史料

朝鮮側の基本史料はいままでもなく朝鮮王朝実録（中宗・仁宗・明宗・宣祖実録・宣祖修正実録）であるが、16世紀の日本関係記事は15世紀と比較してきわめて簡略となる〔孫2002〕。しかも「貿易権の対馬集中」にともない、朝鮮にもたらされる日本情報は対馬を経由したものがほとんどであり、偽使の派遣はもちろん、さまざまな局面において宗氏は情報操作をおこなっていた〔森1951〕〔米谷1997b〕。そ

³ 日朝貿易史研究と他分野の貿易史研究とは、往々にして「公貿易」「私貿易」「密貿易」の概念が異なるため、比較検討にあたっては注意を要する。

れゆえ、朝鮮王朝実録の日本関係記事は質量ともに限界があり、その他の記録類(眉巖日記草など)・編纂史料(攷事撮要など)・文集史料を有効に活用しなければならない。このうち文集史料については、韓国で『韓国歴代文集叢書』『韓国文集叢刊』が刊行されて利用が容易になったが、いまだ有効な活用ができていないのが現状である。ただし、文集史料にみえる漢詩文の応酬を論じた[村井1995a]、東京大学史料編纂所所蔵「日本関係朝鮮史料」(文集史料からの抜粋録)を紹介した[米谷1998b]、『韓国文集叢刊』から日本関係史料を抽出した[須田2007][佐伯2008]がある。

②日本史料

16世紀の日朝交流をしめす日本史料は15世紀よりも豊富である。これは朝鮮側史料のありかたとは対照的であり、朝鮮史料と日本史料とを照合して相互に補正する作業が必須である。

まず、対馬史料については、(1)宗家文書(ないし対馬藩史料)、(2)宗氏家臣の家文書、(3)禅僧関係史料にわけられる。

宗家文書のなかには、古文書[武田1926][佐伯2000]、古文書集(「大永享禄之比御状并書状跡付」[田中1976]、「諸家引着」[西村1984])、古記録(「宗左衛門大夫覚書」、「朝鮮送使国次之書契覚」[田中1955][中村1969a])、宗家判物写(『長崎県史』史料編1)、近世編纂物(『朝鮮通交大紀』[田中・田代1978]、『分類紀事大綱』など)がある。

宗氏家臣の家文書については、その大部分が宗家判物写に収録されているが、現存する原文書も多い。これらについては、東京大学史料編纂所・長崎県立長崎図書館が写真版を製作・公開している(後者は長崎歴史文化博物館架蔵)。未翻刻あるいは宗家判物写未収録の史料も少なくない。

禅僧史料としては、天荊の使行録である「右武衛殿朝鮮渡海雜藁」[田中1915]および「朝鮮国往還日記」、景轍玄蘇の遺稿集『仙巢稿』、規伯玄方の著作『家康公命和睦朝鮮対馬送使約条并对馬私記』[田代・李2000]がある。

つづいて、対馬以外の日本史料のなかで主要なものとしては、「尊海渡海日記」(『広島県史』中世資料編3、[中村1963])、「島井文書」(『福岡県史』近世史料編福岡藩町方1)、「大友文書」(『増補訂正編年大友史料』)、「由比文書」(『西国武士団関係史料集』14)、『善隣国宝記』[田中1995]、『異国出契』、『武家諸法式』などがある。なお、虎皮・豹皮などの朝鮮産品(「唐物」)の流通状況を追跡しようとすれば、かなり広範囲に史料を博捜しなければならない。

③外交文書

外交文書(書契・文引)の様式論・形態論的検討をこころみたものとして[伊藤2002c][米谷2002a・2002b]があり、料紙・書体・文言など多角的な視点から検討がなされており、とくに外交文書の真偽判定に重要な意義をもっている。また、外交文書に捺印された図書(証明印)については、宗家旧蔵の図書および木印(木製偽造印)を紹介した[田代・米谷1995]がある。

16世紀の日朝交流は「貿易権の対馬集中」のなかでおこなわれたため、日本史料のなかにしめる対馬史料の比重がきわめて大きい。対馬史料のなかには未翻刻の史料(宗家物写・家文書・禅僧史料)

が多くあるため、これらの活字化の作業や諸本との対校作業など、基礎的な作業が必須であり、そのうえで朝鮮史料との比較検討がなされなければならない。

おわりに

ここまで16世紀日朝交流史研究の学説史的検討をこころみてきた。最後に全体的な課題を提示しておきたい。

15世紀日朝交流史研究においては、『朝鮮王朝実録』の日本関係記事が豊富であるが、日本史料は断片的で点数も少ないという史料の偏在性がある。いっぽう16世紀日朝交流史研究においては、『朝鮮王朝実録』の日本関係記事は質量ともに劣るが、日本史料、それも対馬史料がまとまったかたちで残存するという偏在性がある。つまり、15世紀日朝交流史像は朝鮮史料への依存度が高く、16世紀日朝交流史像は対馬史料への依存度が高いわけであるから、15世紀と16世紀とでは日朝交流史像に格差が生じかねない。こうした格差が実態を反映したものなのか、それとも史料の偏在性に幻惑されたものにすぎないのかを的確に判断することが重要である。そのためには、日本史料(対馬史料)・朝鮮史料の博搜と比較検討が必須の要件となる。そうした基礎作業とともに方法論をきたえることで、16世紀日朝交流史と15世紀日朝交流史との連続性・非連続性を明確にすべきであり、さらには16世紀日朝交流史と17世紀前日朝交流史との連続性・非連続性をも検討する必要がある。

文献一覧

- 秋田洋一郎2007「一六世紀石見銀山と灰吹法伝達者慶寿禅門」(『ヒストリア』207)
- 荒木和憲2003「中世後期における対馬宗氏の特送船」(『九州史学』135、荒木2007)
- 荒木和憲2005「中世対馬の朝鮮貿易と領国経済」(『韓国研究センター年報』5、荒木2007)
- 荒木和憲2007『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社)
- 伊藤幸司1999a「中世後期の臨濟宗幻住派と対外交流」(『史学雑誌』108-4、伊藤2002a)
- 伊藤幸司1999b「一五・一六世紀の日明・日朝交渉と夢窓派華藏門派」(『朝鮮学報』171、伊藤2002a)
- 伊藤幸司2002a『中世日本の外交と禅宗』(吉川弘文館)
- 伊藤幸司2002b「中世後期における対馬宗氏の外交僧」(『年報朝鮮学』8)
- 伊藤幸司2002c「現存史料からみた日朝外交文書・書契」(『九州史学』132)
- 伊藤幸司2005「日朝関係における偽使の時代」(『日韓歴史共同研究報告書』第二分科)
- 榎本涉2007『東アジア海域と日中交流』(吉川弘文館)
- 大西信行2002「16世紀朝鮮半島における倭銀の流通とその条件」(石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山』研究論文篇、思文閣出版)
- 長節子1977「一五九〇・九一年田平源兼と朝鮮礼曹との往復書簡をめぐって」(『西南地域史研究』1、長1987)
- 長節子1982「十六世紀対馬の朝鮮通交独占体制の一考察」(『村上四男博士和歌山大学退官記念朝鮮史論文集』開明書院、長1987)
- 長節子1987『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館)
- 長節子1993「興利倭船の研究」(『朝鮮学報』146、長2002a)
- 長節子1997「一五世紀後半の日朝貿易の形態」(中村質編『鎖国と国際関係』吉川弘文館)
- 長節子2002a『中世 国境海域の倭と朝鮮』(吉川弘文館)
- 長節子2002b「朝鮮前期朝日関係の虚像と実像」(『年報朝鮮学』8)
- 長節子2002c「三浦の乱以前対馬による深处倭通交権の入手」(長2002a)
- 長節子2006「壬申約条後の釜山浦再開港時期について」(李泰勳との共著論文「朝鮮前期の浦所に
関する考察」の第2章、『九州産業大学国際文化学部紀要』34)
- 長節子2007「壬申・丁未約条接待停止深处倭に関する考察」(『年報朝鮮学』10)
- 金永徽1997『朝日綿布貿易と綿業の展開』(溪水社)
- 黒田省三1948「朝鮮貿易の本質に就て」(『日本歴史』10)
- 黒田省三1971「中世対馬の知行形態と朝鮮貿易権」(『国士舘大学人文学部紀要』3)
- 小島鉦作1965「筑前宗像氏の海外通交貿易に関する考察」(『成蹊大学政治経済論叢』15-3)
- 小葉田淳1932a「中世後半期における日鮮金銀貿易の研究」(『史学雑誌』43-6、小葉田1976)
- 小葉田淳1932b「中世における日鮮銅貿易の研究」(『社会経済史学』2-6、小葉田1976)
- 小葉田淳1976『金銀貿易史の研究』(法政大学出版局)

- 崔相振2003「三浦の乱」以降、三浦から釜山浦に一元化される過程」(『韓国言語文化研究』5)
- 佐伯弘次1994「中世後期の宗像氏と朝鮮」(川添昭二・網野善彦編『中世の海人と東アジア』海鳥社)
- 佐伯弘次2000「対馬宗家文書の中世史料」(『九州文化史研究所紀要』44)
- 佐伯弘次2004「中世日朝間の約条」(村井章介編『8-17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流』下、科学研究費補助金研究成果報告書)
- 佐伯弘次(編)2008『朝鮮書籍から見た中世の日本と国際関係』(科学研究費補助金研究成果報告書)
- 佐伯弘次・水野哲雄・三村講介・荒木和憲・岡松仁・岩成俊策・大塚俊司・松尾弘毅・八木直樹2006「『海東諸国紀』日本人通交者の個別的検討」(『東アジアと日本』3)
- 桜井英治1996『日本中世の経済構造』(岩波書店)
- 須田牧子2007「漢文史料の収集分析と大日本史料について」(保谷徹編『前近代東アジアにおける日本関係史料の研究』科学研究費補助金研究成果報告書)
- 関周一1991「壹岐・五島の交流と朝鮮」(『年報中世史研究』16、関2002)
- 関周一1992「香料の道と日本・朝鮮」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史』3)
- 関周一2002『中世日朝海域史の研究』(吉川弘文館)
- 孫承喆2002「韓国における前近代韓日関係史史料研究」(東京大学史料編纂所編・刊『前近代日本の史料遺産プロジェクト研究集会報告集』)
- 高橋公明1989「十六世紀の朝鮮・対馬・東アジア海域」(加藤榮一・北島万次・深谷克己『幕藩制国家と異域・異国』校倉書房)
- 武田勝蔵1926「宗家文書の中より(一)」(『史学』5-3)
- 田代和生1981『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社)
- 田代和生・米谷均1995「宗家旧蔵『図書』と木印」(『朝鮮学報』156)
- 田代和生・李薫2000『朝鮮通信使記録』別冊下(ゆまに書房)
- 田中健夫1954「中世日鮮交通における貿易権の推移」(『史学雑誌』63-3、田中1959)
- 田中健夫1955「朝鮮送使国次之書契覚」(『九州史料叢書』3、田中1982)
- 田中健夫1961『島井宗室』(吉川弘文館)
- 田中健夫1964「島井宗室と景轍玄蘇」(『日本歴史』1964、田中1982)
- 田中健夫1976「大永享禄之比御状并書状之跡付」(『朝鮮学報』80、田中1982)
- 田中健夫1977「朝鮮の鷹」(『日本歴史』344、田中1982)
- 田中健夫1982『対外関係と文化交流』(思文閣出版)
- 田中健夫1995『訳注善隣国宝記・続善隣国宝記』(集英社)
- 田中健夫・田代和生1978(校訂)『朝鮮通交大紀』(名著出版)
- 田中義成1915『右武衛殿朝鮮渡海之雑藁』(古書珍書刊行会)
- 田村洋幸1972「室町前期の日朝関係」(福尾教授退官記念事業会編『日本中世史論集』吉川弘文館)
- 中村栄孝1952「一五一〇年朝鮮三浦における日本人の争乱」(『名古屋大学文学部研究論集』2、中村1965)

- 中村栄孝1959「右武衛殿の朝鮮遣使」(『朝鮮学報』14、中村1965)
- 中村栄孝1963『尊海渡海日記』について(田山方南先生華甲記念会編・刊『田山方南先生華甲記念論文集』、中村1965)
- 中村栄孝1965『日鮮関係史の研究』上(吉川弘文館)
- 中村栄孝1969a『日鮮関係史の研究』下(吉川弘文館)
- 中村栄孝1969b「十六世紀朝鮮の対日約条更定」(中村1969a)
- 西村圭子1984「対馬宗氏の『諸家引着』覚書」(『日本女子大学文学部紀要』34)
- 橋本雄1997「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」(『史学雑誌』106-2、橋本2005)
- 橋本雄1998「室町・戦国期の将軍権力と外交権」(『歴史学研究』708、橋本2005)
- 橋本雄2005『中世日本の国際関係』(吉川弘文館)
- 増田勝機1990「中世薩摩の対外交渉」(大林太良編『隼人世界の島々』〈海と列島文化5〉小学館)
- 松尾弘毅2004「中世日朝関係における五島諸氏と通交体制」(『東アジアと日本』1)
- 村井章介1987「朝鮮に大蔵経を求請した偽使について」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、村井1988)
- 村井章介1985「中世日本列島の地域空間と国家」(『思想』732)
- 村井章介1988『アジアのなかの中世日本』(校倉書房)
- 村井章介1990「十五・十六世紀の地域間交流と三浦の乱」(『歴史科学』122)
- 村井章介1993a『中世倭人伝』(岩波書店)
- 村井章介1993b「三浦の鎮城と関限」(『青丘学術論集』3、村井1997)
- 村井章介1995『東アジア往還』(朝日新聞社)
- 村井章介1995「三浦の乱時のソウル倭館」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、村井1997)
- 村井章介1997『国境を超えて』(校倉書房)
- 村井章介1996「中世倭人と日本銀」(竹内実・村井章介・川勝平太・清水元・高谷好一編『日本史を海から洗う』南風社)
- 村井章介1999「壬辰倭乱の歴史的前提」(『歴史評論』592)
- 森克己1951「中世末・近世初頭における対馬宗氏の朝鮮貿易」(『九州文化史研究所紀要』1、森1975)
- 森克己1975『続々日宋貿易の研究』(国書刊行会)
- 米谷均1997a「一六世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」(『歴史学研究』697)
- 米谷均1997b「漂流民送還と情報伝達からみた16世紀の日朝関係」(『歴史評論』572)
- 米谷均1998a「中世後期、日本人朝鮮渡海僧の記録類について」(『青丘学術論叢』12)
- 米谷均1998b「東大史料編纂所架蔵『日本関係朝鮮史料』」(『古文書研究』48)
- 米谷均2002a「文書様式論から見た一六世紀の日朝往復書契」(『九州史学』132)
- 米谷均2002b「一五七二年の対馬宗氏あて礼曹参議書契について」(『九州史学』132)
- 米谷均2003「後期倭寇から朝鮮侵略へ」(池享編『天下統一と朝鮮侵略』吉川弘文館)